

名称	大泉緑地				
計画面積	123.00 ha (堺市 119.20ha、松原市 3.80ha)	一人あたり面積 (㎡/人)			参考(府平均)
開設面積	101.50 ha (堺市99.6ha、松原市 1.9ha)				
事業認可面積	1.80 ha	南部大阪 都市計画 区域	都市公園	7.29 >	5.28
未事業面積	19.70 ha (うち市街化調整区域 17.80 ha)		広域公園	2.06 >	1.31
計画決定 (未事業区域)	S16年12月3日	行政区域 (堺市) (松原市)	都市公園	8.15 > 0.90 <	5.28
圏域人口	2,401,302 人		住区基幹公園	2.51 > 0.75 <	1.81
交通アクセス	公共交通機関:地下鉄御堂筋線 新金岡駅 道路:中央環状線、我堂金岡線 近畿自動車道松原ICより7km	土地利用規制	市街化調整区域 一部市街化区域(第一種中高層住 居専用地域、第一種住居地域)	緑被率	14.9% > 5.3% <

現在における上位計画の位置づけ	みどりの大阪推進計画……骨格となるみどり(大規模公園緑地を拠点としたみどり) 大阪府公園基本構想……大阪エコネットワーク計画(中央環状緑地帯)、市街地に広大な森林をつくる公園(都市林公園) 市町村緑の基本計画 等……松原市緑の基本計画「広域的なレクリエーションの線」緑化重点地区(市域西部の都市機能集積エリア)「緑の拠点の形成(大泉緑地の整備促進)」 ……堺市の基本計画「緑の防災拠点」「都市を支える緑の骨格の拠点」
計画のコンセプト	大阪緑地計画(s16)……環状緑地(四大緑地) 大阪地方計画(s42)……大公園は都心より1時間余りで到達しうる地域内に史跡、自然環境等を生かし、広域的な住民の利用を前提として設置し、各公園の立地条件に適した施設を整備する。 当初の施設計画……野球広場、テニスコート、陸上競技場、樹林地、園路広場 現在の施設計画……樹林地及び園路広場

◆必要性評価(機能別)(案)

項目	評価内容	必要性		備考(根拠等)	具体的内容及び評価理由	総合評価		
		低い	高い					
防災	広域避難地としての位置づけはあるか	NO	YES	「堺市地域防災計画」参照 【NOであれば「1-2」に進む】	「堺市地域防災計画」における広域避難地に位置付けられている。	未事業区域は、松原市域側からの避難住民に対する避難路としての位置づけがあり、アクセス機能の確保が必要。		
	現開設区域及び事業認可区域の避難可能面積は必要面積を満たしているか	YES	NO	「大阪府防災公園整備指針」「大阪府防災公園整備マニュアル」参照	現開設区域において避難必要面積を満たしている。			
	現開設区域及び事業認可区域は概ね10ha以上のまとまりを形成しているか	YES	NO	「堺市地域防災計画」参照	開設面積101.5ha			
	後方支援活動拠点としての位置づけはあるか	NO	YES	「大阪府地域防災計画」参照 【NOであれば「1-3」に進む】	「大阪府地域防災計画」における後方支援活動拠点到位置付けられている。			
	現開設区域及び事業認可区域の活用可能面積は必要面積を満たしているか	YES	NO	「大阪府防災公園整備指針」「大阪府防災公園整備マニュアル」参照	現開設区域において、活用可能面積を満たしている。			
	現開設区域及び事業認可区域は概ね50ha以上のまとまりを形成しているか	YES	NO	「大阪府地域防災計画」参照	開設面積101.5ha			
	避難路	1-3	未事業区域の整備は避難路を確保するために必要か	NO	YES		「大阪府防災公園整備指針」ほか	現状では、開設区域(大泉緑地松原地区並びに松原市新町南公園)が分断されており、松原市側からの避難住民に対して避難広場への誘導が出来ない。
	延焼遮断	1-4	未事業区域の整備は延焼遮断に必要な幅員の確保に寄与するものか	NO	YES		「大阪府防災公園整備マニュアル」参照 市街地20m以上、木造密集地域40m以上	周辺は農地等であり既に寄与している
	周辺環境	1-5	周辺に木造住宅密集地域など、避難危険度の高い地域があるか	NO	YES		航空写真等	特に、未事業区域北部に住宅が密集している。
	関連計画	1-6	防災上、上位計画や関連計画との整合を図るために未事業区域の整備は必要か	NO	YES		「大阪府地域防災計画」「市町村防災計画」等	一時避難地である松原市新町南公園からの安全な避難路の確保が必要。
存在効果	熱環境	2-1	未事業区域の整備は新たなクールスポットの創出に寄与するものか	NO	YES	「環境省調査報告書」	現況が農地であり既にクールスポットとしての機能を果たしている。	
		2-2	未事業区域を整備することで、みどりの風促進区域とのつながりがうまれるか	NO	YES	大阪府指定「みどりの風促進区域」参照	南側中学校の一部が、みどりの風促進区域「大阪中央環状線及びその沿線」に含まれている。	
		2-3	熱環境マップでは類型3以下の熱負荷か	YES	NO	大阪府熱環境マップ	当事業区域周辺は市街地であり、熱負荷が高くなっている。	
	生物多様性	2-4	未事業区域に守るべき貴重な生態系があるか	NO	YES	「堺しみどりの基本計画」	未事業区域には、水田等の二次自然が存在し、生物多様性に不可欠な生態系がある。	
		2-5	現開設面積は目標とする生物多様性を保全する規模を満たしているか	YES	NO	「大阪府生きものふれあえる都市公園計画策定委託報告書」(概要版)P36 計画面積と同力テコリであれば必要規模を満たすと判断【YESであれば「2-6」に進む】	林相はやや多様性に欠けるが、鳥類、昆虫類の出現数は充実しており、満たしていると判断できる。	
	2-6	現開設区域と未事業区域を合わせて、目標とする生物多様性を保全する規模を満たすものか	YES	NO				
	周辺環境	2-6	未事業区域の整備は河川や農地、その他のみどりとの一体性・ネットワーク性を確保するために必要か	NO	YES	「堺しみどりの基本計画」	開設区域内の頭泉池と周辺の一体性、及び認可区域の穴池と結ぶ水と緑のネットワーク形成が必要	
関連計画	2-7	環境上、上位計画や関連計画との整合を図るために未事業区域の整備は必要か	NO	YES	「各市緑の基本計画」ほか	市の緑化重点地区に位置付けられており、隣接する新町南公園や西除川との水と緑のネットワーク形成が必要		
景観	景観の要素	3-1	未事業区域の整備は、現開設区域と合わせて一団のまとまりとして景観を高めるものか	NO	YES	「大阪府公共事業景観形成指針」「堺市景観計画」	頭泉池と穴池を結ぶ水辺景観の連続性が必要	
		3-2	未事業区域に守るべき貴重な景観や地域の歴史・文化等があるか	NO	YES		特に位置づけなし	
		3-3	未事業区域の整備は、鉄道や主要道路等からの眺望に資するものか	NO	YES	「堺市景観計画」	近郊市街地景観としての位置づけであり、田園景観は評価されていない。	
	3-4	未事業区域の整備は、周辺の貴重な景観や地域の歴史・文化等の資源との一体性・ネットワーク性を確保するために必要か	NO	YES	「堺市景観計画」	市街化調整区域内であるため、視点場からの景観を阻害するような高層な建物が建築される恐れはないが、資材置き場等の土地利用上の景観悪化要因は懸念される		
	周辺環境	3-5	未事業区域を廃止した場合に想定される新たな土地利用形態が、現在の周辺景観を阻害する可能性はあるか	NO	YES	航空写真ほか	また、みどりの風促進区域の一部である南側中学校については、セミパブリック空間緑化による沿道から突感できる緑化が必要	
関連計画	3-6	景観上、上位計画や関連計画との整合を図るために未事業区域の整備あるいは保全が必要か	NO	YES	「堺市景観計画」	特に位置づけなし		
利用効果	スポーツ・健康増進効果	4-1	当公園のコンセプトはスポーツ・健康増進等を目的としたものであるか	NO	YES	【NOであれば「4-4」に進む】		
		4-2	開設区域のスポーツ施設(陸上競技場、テニスコート、プールなど)は広域的に利用されているか	YES	NO			
		4-3	未事業区域の施設計画は広域需要(要望や圏域における希索性)に対して貢献するものか	NO	YES			
	憩い・癒し効果	4-4	未事業区域のコンセプトは憩い・癒し効果を目的としたものであるか	NO	YES	【NOであれば「4-6」に進む】		
		4-5	未事業区域の整備は、圏域の少子高齢化動向や利用者層の傾向に対応した施設(遊具、バーベキュー広場、遊歩道、芝生等)として、利用者の満足度の向上に貢献するものか	NO	YES	利用者のアンケート調査結果(年齢層、利用目的等)	自然志向の高まりにより水辺を活かした散策空間の充実が必要	
	動向	4-6	未事業区域のコンセプトは、府民のニーズや社会経済情勢の変化においても方向性の転換は必要か	YES	NO	利用者のアンケート調査結果(利用目的等)【YESであれば転換すべき利用効果の項目に「スポーツ・健康増進(4-2)へ、憩い・癒し効果は「4-5」へ】	スポーツ空間は既に開設区域で満足している。	
	周辺環境	4-7	未事業区域の整備は周辺緑地との歩行者系みどりのネットワーク形成に寄与するか	NO	YES	「松原市緑の基本計画」ほか	既開設区域である松原地区並びに松原市新町南公園とのネットワークが形成できる。	
	関連計画	4-8	未事業区域の廃止により、現在の計画(ゾーニング、動線計画、施設計画等)に影響があるか	NO	YES	大泉緑地基本計画ほか	未事業区域は、公園東側(松原市域)の主要エントランス機能を有している。	
	4-9	本機能上、上位計画や関連計画との整合を図るために未事業区域の整備は必要か	NO	YES	〃	未事業区域は、「松原市緑の基本計画」における東西の緑の骨格軸であり、公園の不足する松原市域の需要を補う上で必要。		
媒体効果	商業観光	5-1	未事業区域の整備は地域活性化や観光振興などに貢献するものか	NO	YES			
		5-2	未事業区域は、集客イベント等の開催誘致にふさわしい環境であり、かつ整備により集客向上などに貢献するものか	NO	YES			
		5-3	未事業区域において、広域公園としてふさわしい集客施設(花の名所などアピール要素の高い目玉となる施設)を整備する計画があるか	NO	YES			
	福祉教育文化等	5-4	未事業区域の整備は、圏域の福祉施設入所者や高齢者等の心身の健康増進や生きがいづくりに貢献するものか	NO	YES	航空写真ほか	当事業区域周辺には、特に福祉施設などが多く、また公園内福祉系ボランティアも充実しているなど、高齢者、障害者等の需要にも対応した活用が期待される。	
		5-5	未事業区域の整備は、圏域の子どもたちの自然体験や環境教育フィールドとしての環境整備に貢献するものか	NO	YES	〃	頭泉池、穴池周辺の水辺環境は、市街地における貴重な野鳥や水生植物等の環境教育フィールドとして重要。	
	価値	5-6	未事業区域の整備は、市民活動などによる活動人数の増加、あるいは市民活動の活性化に効果が期待できるものか	NO	YES	圏内ボランティアリストほか	圏内では、広域圏から集まるボランティア活動(11団体 年間延べ活動人数3400人以上)が多くあり、自然観察会など多くの市民活動が展開され、更なる活性化が期待できる。	
5-7		未事業区域の整備は、現開設区域の機能向上や公園へのアクセシビリティの向上など公園利用者の利便性の向上に貢献するものか	NO	YES	「松原市緑の基本計画」、航空写真ほか	松原市側のエントランス機能を整備することで、近鉄沿線や堺大和高田線からのアクセスが向上することによる広域需要が促進される。		
5-8	未事業区域の整備は、周辺環境と一体となって地域のブランド力向上や経済効果をもたらすものか	NO	YES	大阪府ミュージアム構想等				
関連計画	5-9	本機能上、上位計画や関連計画との整合を図るために未事業区域の整備は必要か	NO	YES	「堺市緑の基本計画」「松原市緑の基本計画」	松原市域からのアクセスに影響大		
都市計画上の確認	配置	6-1	未事業区域の廃止は、公園の配置計画に影響をもたらすものか	NO	YES	「松原市緑の基本計画」ほか	未事業区域は、「松原市緑の基本計画」における東西の緑の骨格軸。	
		6-2	津波や浸水、土砂災害など自然災害の危険度が高い区域に位置するか	NO	YES	大阪府作成「2倍の津波高による影響範囲」、大阪府作成「浸水想定区域図(水防法第14条第1項)大阪府作成「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」大阪府「地震被害想定報告書」(液状化危険度ランク「低い」以上)		
	市街地形成	6-3	未事業区域の都市計画を廃止することで市街地のスプロール化や環境低下を誘発する恐れがあるか	NO	YES		市街化調整区域であるものの産廃処理施設、資材置き場が散在しており、環境低下が懸念される	
	都市計画決定理由ほか	6-4	未事業区域に隣接する都市計画道路が廃止されるなど、周辺の都市計画の変更により、未事業区域の必要性を低下させる動向があるか	YES	NO	〃	〃	
	6-5	都市計画、上位計画や関連計画との整合を図るために未事業区域の整備あるいは保全が必要か	NO	YES	「松原市緑の基本計画」ほか	未事業区域は、「松原市緑の基本計画」における東西の緑の骨格軸。		

名称	大泉緑地	
計画面積	123.00	ha
開設面積	101.50	ha
事業認可面積	1.80	ha
未事業面積	19.70	ha
計画決定(最新)	H元年3月3日	
圏域人口	2,401,302	人

◆代替性評価(機能別)(案)

効果	項目	必要性の総合評価	代替性評価		代替性の総合評価	実現性評価の要否	
			区域内において本機能を満足できる、都市計画公園以外の代替手法があるか(その根拠)				
存在効果	防災	未事業区域は、松原市域側からの避難住民に対する避難路としての位置づけがあり、アクセス機能の確保が必要。	No	Yes	【北側エントランス部分】 一次避難地である新町南公園等からの安全なアクセス機能を確認するには公園が望ましい。	代替しない方が望ましい	要
	環境	生物多様性を保全する機能拡充のため、頭泉池と穴池を結ぶ水辺のバッファゾーンの形成が必要。 また、みどりの風促進区域の一部である南側中学校については、セミパブリック空間緑化による緑化推進が必要	No	Yes	【池周辺】 生物多様性保全上、現況の環境改善が必要なため保全系代替手法は困難	墓地及び中学校は代替可 その他は代替困難	〃
			No	Yes	【池周辺】 墓地については一体的な空間として代替可能 【中学校】 校内のセミパブリック空間緑化の推進により、環境保全上の代替可		
景観	頭泉池と穴池を結ぶ水辺景観の創出は必要。また、市街化調整区域であり眺望上の阻害要因は少ないが、資材置き場等の土地利用上の景観悪化要因は懸念される また、みどりの風促進区域の一部である南側中学校については、セミパブリック空間緑化による沿道から実感できる緑化が必要	No	Yes	【池周辺】 水辺景観の創出及び、現況土地利用の環境改善が必要なため保全系代替手法は困難	墓地及び中学校は代替可 その他は代替困難	〃	
		No	Yes	【池周辺】 墓地については一体的な空間として代替可能 【中学校】 みどりの風促進区域の実感できる緑化景観創出上、校内のセミパブリック空間緑化の推進により代替可能			
利用効果	スポーツ・レクリエーション	公園内のゾーニング上、静的なゾーンである東側区域において水辺と一体となり、高齢者の健康づくり等にも対応した散策空間の整備が求められる。	No	Yes	【北側エントランス及び池周辺】 水辺の散策路としての導線確保、北東部の顔としてのエントランス機能を確認するためには、整備が必要であり、代替手法は困難	代替困難	〃
媒体効果	商業・観光・教育・文化等	近鉄沿線等からのアクセス向上による広域需要の促進に加え、府営公園有数の活動実績を誇るボランティア活動を活かした福祉施設等との連携、環境学習フィールドの提供など、公園全体及び周辺地域の活性化が期待できる。	No	Yes	【北側エントランス及び池周辺】 府内有数の府民活動の更なる圏域拡大が期待できる北東部のエントランス機能の確保及び水辺周辺の散策及び環境学習フィールドの充実には整備が必要であり、代替手法は困難	代替困難	〃

【実現性評価】 府営公園 未事業区域 現況土地利用状況別 評価

大泉緑地

※必要性が高く、代替性の低い区域について評価

土地利用状況	公民種別	該当	買収難易度(コスト除く)	コスト (地価及び面積 等から相対的判 断)		総合評価 (買収難易度 及びコストよ り、実現期間 を考慮し、総 合評価)	評価理由
				大	小		
宅地(一団のまとまり)	民有地	-	困難	大	小	高い 低い	
宅地(単独(1, 2筆程度))	民有地	○	比較的容易	大	小	高い 低い	概ね30年以内に着手可能
池	民有地	-	困難 (水利権がなくなれば容易)	大	小	高い 低い	
農地	民有地	○	比較的容易	大	小	高い 低い	概ね30年以内に着手可能
樹林地	民有地	-	比較的容易	大	小	高い 低い	
先行取得用地	公有地	○	-	-	-	高い 低い	概ね30年以内に着手可能